

北コミュニティセンターをご利用されるにあたっての注意事項

- ◆ ご使用料金は、使用日当日窓口にてお支払下さい。
お支払後、施設使用許可書兼領収書をお渡しし、お部屋の鍵をお開け致します。
- ◆ ご使用が終わられましたらお部屋を元の状態に戻して頂き内線105までご連絡下さい(19時以降は内線501)
また、ご利用になられた実績人数もお知らせ下さい。窓口にてお貸した備品がある場合は窓口までご返却下さい。
★必ずご使用時間内でお願い致します。
- ◆ 建物、設備等を破損・毀損された場合、また、飲食に際して生じた施設の汚れ等に関しては、実費にて弁償して いただきますので
ご使用にあたっては十分にお気をつけて、ご使用をお願い致します。
★物品の搬入・搬出について入口からセミナー室・ホール等の入口まではパンチカーペットやベニヤ板等を敷いて床・壁等を養生してキズをつけない様にして下さい。
- ◆ 施設内の壁の材質上、破損が生じる恐れがありますので、ガムテープや押しピン、セロテープ等で貼らないで養生テープをご使用
頂くようお願い致します。
- ◆ 施設内の通路は共有スペースです。避難経路にもなっておりますので物を置いたり、施設内の備品を出したりしないで下さい。
- ◆ はばたきホール・小ホール舞台のかまちは物を置いたり、傷をつけたりしないで下さい。
- ◆ セミナー室での楽器の使用・歌唱はご遠慮下さい。ホール・リハーサル室でのご利用をお願い致します。
- ◆ 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用、若しくはお乗り合わせ頂き ますようご協力お願い致します。
また近隣事業所への駐車は固く禁じさせていただきます。
- ◆ ご使用に際して発生したゴミは全てお持ち帰り下さい。
- ◆ 当館敷地内は全て禁煙です。(上町自治会館の喫煙コーナーをご利用下さい。)
- ◆ 止むを得ず取り消しをされる時は、使用日の前日(前日が休館の場合は前々日)19時までに 申請書の控をお持ちいただき
手続きお願い致します。当日のキャンセルは実費負担となりますのでご了承下さい。

公共施設は、市民のみなさんの財産です。
生駒市の条例施行規則等の「きまり事」を守って、大切に利用するようにして下さい。

はばたきホール・小ホールのご利用に際しての連絡事項

- 音響照明等操作員が必要な場合は、約1ヶ月前に担当職員と打合せをして頂きます。
その際、タイムスケジュール・必要備品等確認させていただきますのでご確認の上ご来館お願い致します。
催事の際、設営・撤去も使用時間に含まれますのでご了承ください。
- 音響照明操作が必要な場合、それに伴う附属設備費は打合せ日に確定します。
また、その内容によりましてはそれ以外に別途費用が掛かる場合がございます。
- 期日前申請等でパンフレットやプログラム・案内状等を作成される場合は、一部ご提出をお願い致します。
なお、問い合わせ先は主催者様とし、当館の電話番号の記載はお断りしておりますのでご了承下さい。
- 催事の際、貴重品は各自、管理頂くか、ホール通路に設置しているコイン式ロッカーをご利用下さい。
- ホール利用時、搬入口・楽屋・リハーサル室前通路は共有スペースの為、他のご利用団体様のご迷惑にならないように
ご注意ください。また、通路は避難経路にもなっておりますので荷物や搬入物の長時間留め置きはご遠慮下さい。
- リフォームやマルシェ等のご利用の際は、催事レイアウト図・使用ワット数をお知らせください。
- はばたきホール(客席のみ)をご利用の場合は、安全管理上ホワイエ2階部分の扉は施錠させていただきます。
- 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用、若しくはお乗り合わせ頂きますようご協力お願い致します。
- お車で来館される運転者様のアルコール飲用は固くお断りさせていただいております。
- 事前に『北コミュニティセンターをご利用されるにあたっての注意事項』を必ずご一読下さい。

北コミュニティセンターISTAはばたき

☎ 0743-71-3331

北コミュニティセンターはばたきホール・小ホール使用时、消防法に関する注意事項

はばたきホール（ホワイエを含む）・小ホールを使用の際は、下記に記載の事項及び、消防法、その他、関係法令を遵守してください。

① 喫煙

北コミュニティセンター敷地内は全面禁煙です。

② 火気の使用

施設内での火気の使用は禁止します。

但し、火気を使用した演出や物品の展示実演等その他火気を使用する必要がある場合は、受付へ連絡の上、事前に消防署の許可を受けたものに限り使用することができます。

申請許可がおりるのに時間がかかりますので、1ヶ月前には詳細お知らせください。

③ 危険物の持ち込み

プロパンガス、ガソリン、灯油、火薬等の持ち込みは禁止します。

④ 消火器

消火器は必要単位を配置しています。消火器の前には物を置かないようにしてください。

⑤ ホール内の避難通路等

はばたきホールは避難口へ直結する有効幅員が2 m以上の主要避難通路と、客席後方の両脇（両入口の幅2 m）と前方左右扉間を避難通路として確保してください。また、避難口誘導灯がホール内のいずれの場所からでも見えるよう、パネルや設置物の高さや配置に注意してください。

小ホールは避難口へ直結する有効幅員が2 m以上の主要避難通路と前方左右扉間を避難通路として確保してください。また、避難口誘導灯がホール内のいずれの場所からでも見えるよう、パネルや設置物の高さや配置に注意してください。

⑥ のぼり、幕の使用

ホール内やホワイエにのぼりや幕を張る場合は、防災のもの（防災ラベル表示）を使用し、誘導灯が隠れないように設置してください。

⑦ 消火栓・排煙等装置等

ホール、ホワイエ等に設置の消火栓、及び排煙手動ボックス装置の使用を妨げないよう必ず60 cm以上の通路（容易に操作できる通路）を確保してください。

また、非常警報設備の表示灯（赤色灯）が隠れないようにしてください。

⑧ 使用期間中の管理

使用期間中は、警備担当者を配置して火災予防に努めるとともに、来場者が退出した後の火気や電気スイッチの確認を行ってください。

また、使用者側で自衛消防隊を編成し、火災予防、連絡、初期消火、避難誘導について徹底した指導をしておいてください。

※その他

- ・搬入口からの出入りは必ずスタッフ立ち合いの上ご利用ください。安全確保の為、無断開閉はお断りします。
- ・ホワイエ入り口及び非常口をふさぐ受付・物品配布・物品販売は不可です。

北コミュニティセンター I S T A はばたき

TEL 0743-71-3331